

議案第1号

港区総合支所及び部の設置等に関する条例の一部改正について

1 背景・理由

区は、児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第315号）により「児童相談所設置市」として指定されたことを受け、令和3年4月1日に児童相談所を設置します。

行政機関である児童相談所について、適正な事務執行の確保と庁内の円滑な連絡調整等を図るため、本庁組織である子ども家庭支援部の部内部に位置付ける規程の整備を行います。

2 改正内容

港区総合支所及び部の設置等に関する条例（平成17年港区条例第62号）第3条第2項に規定する子ども家庭支援部の分掌事務に、児童相談所に関することを追加します。

3 施行期日

令和3年4月1日